科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成24年 5 月31日現在

機関番号: 2 0 1 0 4 研究種目:基盤研究◎ 研究期間: 2009~2011

課題番号: 21530627

研究課題名(和文) DV被害者のニーズに基づく支援のあり方と自立支援策に関する研究

研究課題名(英文) Studies on the nature of support and independence support measures

by the needs of DV victims

研究代表者

吉中 季子 (YOSHINAKA TOSHIKO) 名寄市立大学・保健福祉学部・准教授

研究者番号:70434800

研究成果の概要(和文): DV の被害当事者の生活再建上の困難性と、自立支援策に関するニーズを当事者と支援側の両方から把握するために、DV 被害当事者、民間シェルターのヒアリング、DV 防止法による基本計画のまとめの分析を行った。さらに、国内の DV 施策を概観、比較検討するために、DV シェルターの先進的モデルと思われるデンマークを訪問調査した。

基本計画の分析では、各都道府県のほとんどが第2次計画に入り、実施されているところで、第3次の基本計画を策定中のところも多い。分析についてはさらに進めることが今後の課題である。

DV 被害当事者のヒアリングでは、入所施設(母子生活支援施設の入所経験者)に相談員の存在による安心感が回復の度合いや就労自立支援に、一定度の効果があることがうかがえた。地域生活を行っている当事者へのリングでは、生活はすでに自立し安定したと思われがちであるが、精神面については、長期又は一定期間経過後に突発的に症状が現れ、その後の生活に予想もしない障害となるケースが存在した。

民間シェルターのヒアリングでは、保護に至るまでにはその地域性により、個人情報が守られにくいところもあり、その市町村の生活保護やの運用の違いや、施設数(民間シェルターや母子生活支援施設の数)にもよって、生活保護による住所設定か、施設入所への違いなどがみられ、地域間の差がみられた。

デンマーク調査では、デンマークのシェルター(危機センター)のほとんどが所在地を公開していること、日本では支援の対象外とされがちな子どもへのケアを重視していたこと、警察との連携が密接であることなど、日本が学びうるべき実践が多くみられた。

DV 防止法は画期的な運動のなかで成立したが、政策範疇という点でみれば、限定した対象者のみであり、支援の対象とならない不可視の人も存在している。そのような人びとへの対応が今後の課題となろう。

研究成果の概要 (英文): In order to understand and support from both the party side and the difficulty of life of the party on the reconstruction of damage DV, the needs for self-support measures, analysis of the Basic Plan Summary of hearing damage party DV, private shelter, by DV Prevention Law was carried out. Furthermore, in order to overview the DV domestic measures, and comparison, a visit to Denmark was investigated seems to be an advanced model of the DV shelter.

The analysis of the basic plan, each prefecture where most of the second to enter the plan, have been carried out, there are many places in the basic plan of the third. Analysis can proceed further is a key issue in the future.

Hearing of the parties in DV victims, it is the degree of recovery and work to support independence, there is an effect of a certain degree of sense of security due to the presence of counselors to facility placement (the placement of maternal and child living support facilities) was underpinning. There is a tendency to think in the ring to the parties are doing the community life, and stable life is independent already, about the mental,

symptoms appeared suddenly after a certain period of time or long-term, expected in later life case and if there was no failure.

In the hearing of the shelter the private sector, may place leading up to protection by their regional, personal information is not easily observed, and the difference of the operation of protection and the life of that city, of the maternal and child living support facility number and facility shelter (private by even) number, or address set by welfare, and to differences in institutionalization was observed, differences between regions were observed.

The survey Denmark, that most of the (crisis center) has been published by the location in Japan, that was the emphasis on care to the children tend to be beyond the scope of the assistance,

cooperation with police is close shelter of Denmark such that, should sell the Japanese practice has seen a lot to learn.

In Japan, DV Prevention Law was enacted, but among the revolutionary movement, if you look in terms of policy categories, there is only limited to participants who are also present invisible people that do not qualify for assistance. Responding to such people will be a challenge for the future.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009年度	500, 000	150, 000	650, 000
2010年度	300, 000	90, 000	390, 000
2011年度	700, 000	210, 000	910, 000
年度			
年度			
総計	1, 500, 000	450, 000	1, 950, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目: 社会学・社会福祉学 キーワード: 貧困・社会的排除・差別

1. 研究開始当初の背景

本研究の背景は以下のようなことに基づ く。これまで DV 被害者の多くは、子どもを 伴って非難してくる事実上の母子であり、夫 からの暴力が原因で離婚する母子世帯は増 加傾向にある(『平成 13 年国民生活白書』)。 一般の母子世帯を対象とした施策において も、「母子世帯の母の就業に関する特別措置 法」(2003年)の施行や、生活保護政策におけ る自立支援プログラムの導入といったよう に、社会福祉施策の全体の流れは、就労支援 を中心とした自立支援の方向に向かってい た。DV 被害者に対しても例外ではなく、「配 偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律」(以下、DV 防止法) は、2001 年10月の成立以降、2007年に2度目の改正 が行われ、国および地方公共団体の責務とし て、「被害者の自立支援と、適切な保護を図 る責務を有する」と明記され、「保護」中心 施策から、DV 被害者の自立支援策が協調さ れるようになってきた。

また、国は「基本方針」を策定し、都道府県に対しては「基本計画」の策定を義務付け、市町村には努力義務とした。2008年現在45都道府県、3市町村が策定済であった。

徐々にDVに関する社会的認知も広まりつつあったが、被害者の生活再建・回復への支援は社会制度としては、依然として不難してであった。DV被害者は加害者から避難してりをできた等、特殊な事情をかかえ、被害者であければならないという状況がある。通常の日常生活における、住居、社会保障制度、銀行取引、電話・郵便等の通信手段等、極度に制限しなければならないといったことがある。そのような状況は、避難当初だけでなく生活を再建した後も長期にわたって続く。

一方で直接的な支援の現場である民間シェルターは、DV 防止法制定以降、公的な一時保護施設の不足のなか、行政から委託を受け、緊急一時保護としての重要な役割を担っている。しかしながら、被害当事者の安全を

守りながら相談から自立までの多様な支援と責任を求められる一方で、財政や安全確保などの問題を抱えつつ、日々の現場の支援のなかで、被害者の入所から退所あるいはアフターフォローなどにおいて、被害当事者におけるさまざまな困難や制度矛盾を感じ、ジレンマを経験している。

2. 研究の目的

本研究はドメスティックバイオレンスの被害者の生活再建のあり方と自立支援施策に関する研究である。なかでも、緊急一時保護施設の多くを担っている民間シェルターに保護された DV 被害者の生活再建と自立支援策に焦点をあてる。

本研究の目的は、民間シェルターの元入所者へのインタビュー調査と民間シェルターへの調査を行い、DVの被害当事者の生活再建上の困難性と、自立支援策に関するニーズを当事者と支援側の両方から把握することである。それらをふまえて、周辺制度の諸問題や、困難性、再び地域コミュニティへ参入する場合の自立支援策のあり方と課題を析出する。

3. 研究の方法

研究目的に即し、DV 被害者へのインタビュー調査と、民間シェルターへのアンケート調査を重層的に実施することで、当事者のニーズと問題の所在を探索し、DV 被害者への施策のなかで、DV 被害者への生活再建と自立支援策や福祉絵的な援助という文脈において、相互に補完し合う可能性を見出す。

(1) DV 被害当事者へのインタビュー調査 DV 被害当事者へのインタビューにおいては、かつて民間シェルター利用者であった元DV被害者から聞き取りを行い、その内容から生活支援過程における阻害要因や要望などを抽出・分析した。

(2) 民間シェルターへの調査

民間シェルターの聞き取りにおいては、とくに特徴的な取り組みを行っているところ に焦点をあてた。

(3) デンマーク訪問調査

また、研究のプロセスから、DV 施策の先進事例と思われるデンマークを訪問調査した。同国のシェルターを聞き取り調査し、日本の DV 施策のモデルとなりうる実践事例の知見を得た。

4. 研究成果

(1) DV 被害当事者へのヒアリング

DV 被害当事者へのヒアリングでは、入所施設(母子生活支援施設の入所経験者)に相

談員の存在による安心感が回復の度合いや 就労自立支援に、一定度の効果があることが うかがえた。

また、地域生活を行っている当事者へのヒアリングでは、生活基盤はすでに自立し安定した生活と思われがちであるが、精神面については、長期または一定期間経過後に突発的に症状が現れ、その後の生活に予想もしない障害となるケースが存在した。

(2)民間シェルターへのヒアリング

地方を中心に民間シェルターと関係団体のヒアリングを行った。民間シェルターのヒアリング先は、地方都市であるN市のシェルター、全国ネットワークの事務局を兼ね持つ政令指定都市のS市のシェルター、また、これからシェルターの設立にむけ試行段階であるF市の任意団体を選定し、訪問ヒアリングを行った。あわせて、一時保護委託を受けているD市の婦人保護施設へのヒアリングを行った。さらに、保護命令の割合が全国一高い〇県の男女共同参画課へのヒアリングも行った。

地域的な特徴や文化的背景が、支援の特徴 として浮かび上がった。S市のシェルターで は、所轄の都道府県が広域であるために他の シェルターとも連携を保ちつつ、行政からの 相談事業も行っていた。N市では小規模なが らも、地元の不動産業などと連携をもち、民 間独自の小回りのきいた支援がなされてい た。F市については、民間のシェルターがな く、女性相談を継続しながらシェルターを試 験的に立ち上げた団体にヒアリングを行っ た。ヒアリングによれば、地域的な慣習や強 い家族意識のなかで、危機的な女性たちは避 難という解決法ではなく家族再生の解決策 を望む傾向があるとのことであった。また、 F市では都市部に比べ比較的個別住宅が多 いという住宅事情の違いも、問題を不可視化 していることが明らかになった。

O県は、民間のDVの支援団体がなく、また地域の構造的な特徴として一時保護施設も多くないために、避難というよりも加害者を遠ざける支援に重点が置かれていた。そのことが保護命令件数が高いことにつながっていた。

都市部にある I シェルターのヒアリングでは特徴的な取り組みとして、DV防止法の対象になる女性のみならず、外国人女性や、子ども(おもに息子)からの暴力、同性愛者からの受け入れの実績もあり、女性個人としての受け入れを行っているということがあった。

総じて、保護に至るまでにはその地域性により、個人情報が守られにくいところもあり、その市町村の生活保護やの運用の違いや、施設数(民間シェルターや母子生活支援施設の

数) にもよって、生活保護による住所設定か、 施設入所への違いなどがみられ、地域間の差 がみられた。

全国シェルターネットワークとしては、DV防止法の法改正に向けて、全国の現場からの意見を取りまとめ、制度の改善を要請するなどの活動も行っており、政策提言などは民間主導の側面が強いと推測された。

(3) デンマーク調査

国内のDV施策を概観、比較検討するために、DVシェルターの先進的モデルと思われるデンマークを訪問調査した。

デンマーク調査では、デンマークのシェルター(危機センター)のほとんどが所在地を公開していること、日本では支援の対象外とされがちな子どもへのケアを重視していたこと、警察との連携が密接であることなど、日本が学びうるべき実践が多くみられた。

(4)課題

基本計画はほとんどの都道府県が第2次計画を策定・実施中であり、第3時に向けて改定作業を行っているところであるため、今後の変化をみていきたい。DV防止法は画期的なかで成立したが、政策範疇という点でみれば、限定した対象者のみであり、支援の対象とならない不可視の人も存在している。そのような人びとへの対応が今後の課題となろう。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計6件)

- ① <u>吉中季子</u>、母子世帯の母親の就労と生活の実態、ワーキングプアに関する連合・連合総研共同調査研究報告書II —分析編ー〜困難な時代を生きる人々の仕事と生活の実態〜(連合総合生活開発研究所)、査読無、2011、196-220
- ② 和田謙一郎・<u>吉中季子</u>、母子家庭に対する就労支援にかかわる一考察〜シングルマザーの就労・自立への途、四天王寺大学紀要(四天王寺大学)第50号、査読有、2010年、157-173
- ③ 松本典子・西村万里子・橋本理・<u>吉中季子</u>、ワーク・インテグレーション・ソーシャル・エンタープライズをめぐる現状と課題-障害者およびホームレスを対象とした事例を中心に、駒澤大学経済学論集(駒澤大学経済学部)、第41巻第3巻、査読有、2010、45-80
- ④ <u>吉中季子</u>、母子世帯と社会的セーフティネット-母子世帯の実態調査からの一考察、労働調査(労働調査協議会)、査読無、

2010, 24-34

- ⑤ YOSHINAKA, Toshiko, The Mother and Child Household in the Working Poor Class: The Realities of the Past and Present、大阪体育大学健康福祉学部紀要(大阪体育大学健康福祉学部)、第7号、查読有. 2010、1-12
- ⑥ <u>吉中季子</u>、デンマークにおけるドメスティックバイオレンスの支援策〜シェルターによる支援体制、大阪体育大学健康福祉学部紀要(大阪体育大学健康福祉学部)、第6号、査読無、13-29

〔学会発表〕(計3件)

- ① <u>吉中季子</u>、母子世帯における就労の困難 性と生活の実態、貧困研究会第3回北海 道大学、2010
- ② 松本典子・橋本理・<u>吉中季子</u>、ワーク・インテグレーションに取り組む社会的企業の役割と意義、日本 NPO 学会第 12 回年次大会、於:京都/立命館大学・衣笠キャンパス、2010
- ③ YOSHINAKA, Toshiko, The Formation and actual situations of "the working poor", and the mother and child household in Japan. 6th East Asian Social Policy International Conference: EASP 、 3-4 July 2009, University of Sheffield, UK
- 〔図書〕(計0件)

[産業財産権]

- ○出願状況(計0件)
- ○取得状況(計0件)

〔その他〕 ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

吉中 季子(YOSHINAKA TOSHIKO) 名寄市立大学・保健福祉学部・准教授 研究者番号:70434800